

各 位

平成 27 年 1 月 19 日

株式会社 もみじ銀行

「消費税免税店制度セミナー」の開催について

もみじ銀行（頭取 野坂 文雄）は広島県内の免税店拡大による地域経済の活性化を目的に、下記の通り外国人旅行者への販売に向けた「消費税免税店制度セミナー」を開催しますのでお知らせいたします。

記

1. テーマ 「消費税免税店制度セミナー」
2. 日 時 平成 27 年 2 月 10 日（火） 14：00～16：00（開場 13：30）
3. 場 所 もみじ銀行 10 階ホール（広島市中区胡町 1 番 24 号）
4. 協 力 中国運輸局 企画観光部 国際観光課
5. 講 師 中国運輸局 企画観光部 国際観光課 村上 弘人 氏
広島国税局 課税第二部 消費税課 作野 和教 氏
6. 定 員 100 名様（先着順）
7. 参加費 無料
8. お申込方法 別添の参加申込書にて、2 月 4 日（水）までにお申込下さい。
お申込多数の場合は先着順とさせていただきますので、予めご了承願います。

以上

【本件に関するお問合せ先】

もみじ銀行 地域振興部 公務・地域支援グループ たまだ 玉田
TEL (082) 241-3022



ショッピングでおもてなし

外国人旅行者向け

消費税免税店制度セミナー

これまで免税対象外であった消耗品(食品、飲料、薬品、化粧品)も免税対象に加わり、お菓子や地酒など、地域ならではの名産品も免税販売できるようになりました。

免税店拡大による地域経済の活性化が期待される中、制度の概要から実際に免税店になるための手順など、外国人旅行者の現状を踏まえ、分かりやすく説明します。

日時 平成27年2月10日(火) 14:00~16:00(開場13:30)

会場 もみじ銀行 10階ホール **定員** 100名(先着順)

セミナープログラム

- 「外国人旅行者の現状および消耗品の包装等について」
- 「輸出物品販売場(免税店)制度について」

【講師】

中国運輸局
企画観光部
国際観光課

村上 弘人 氏

自治体等と連携して、海外への訪日促進プロモーション等を行っています。

【講師】

広島国税局
課税第二部
消費税課

作野 和教 氏

消費税(国税)に関する業務を行っています。

免税店制度って何？



- 免税店を経営する事業者が、外国人旅行者などの非居住者に対して免税対象物品を一定の方法で販売する場合には、**消費税が免除される制度**です。

- ※ 免税対象金額(一般物品1万円超/消耗品5千円超~50万円)を満たすことが必要です。
- ※ 事業用又は販売用として購入されることが明らかなものについては免税の対象にはなりません。

MAP・お問い合わせ

会場：もみじ銀行10階ホール
広島市中区胡町1番24号



【お問い合わせ】

株式会社もみじ銀行 地域振興部

担当：玉田 TEL：082-241-3022

お申込み ▶▶ FAX:082-243-8741

貴社名		TEL	
		FAX	
住所	〒		
ご参加者	名前	部署名	